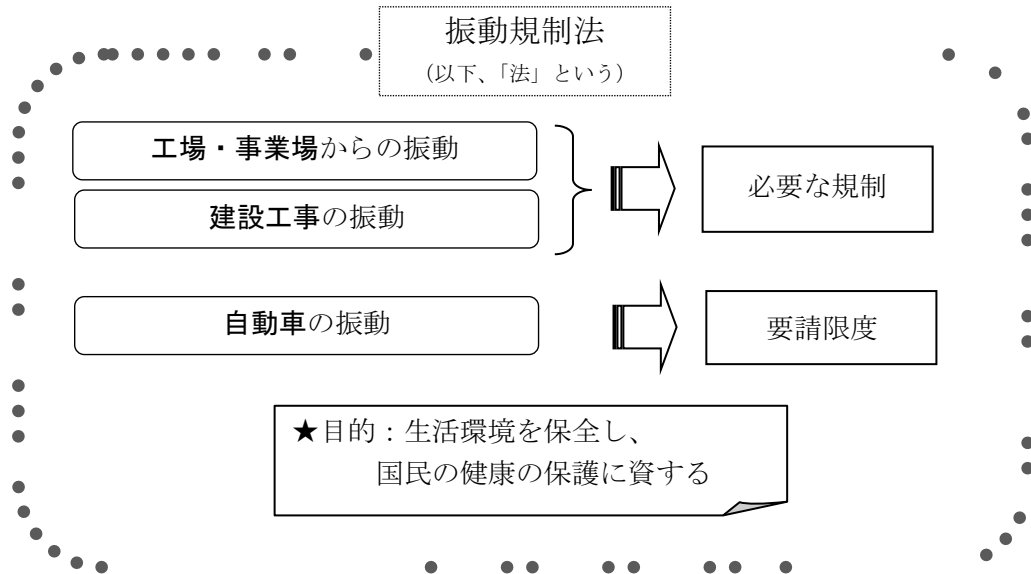


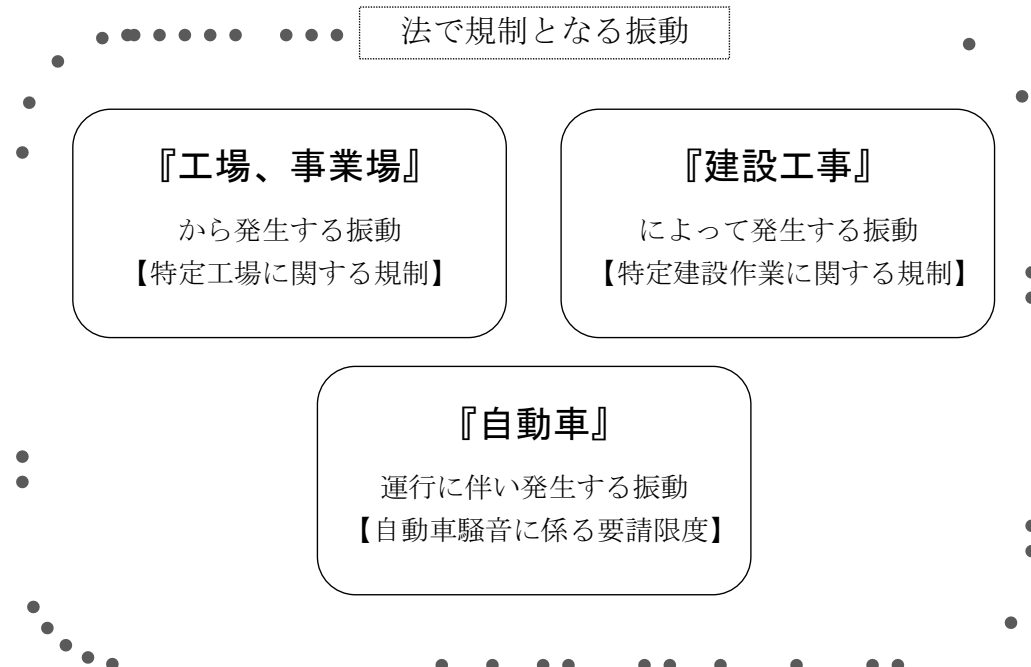
## 第2章 振動



## 1 目的 [法第1条]



## 2 規制の対象となる振動 [法第2条]

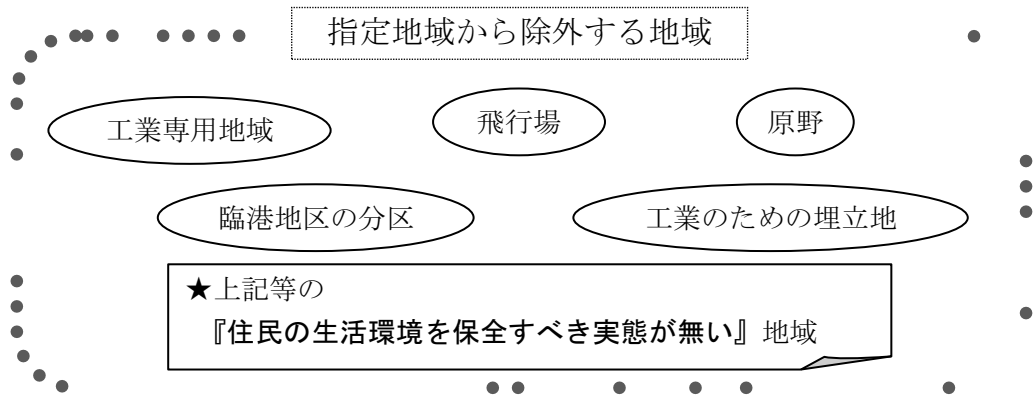


### 3 地域の指定

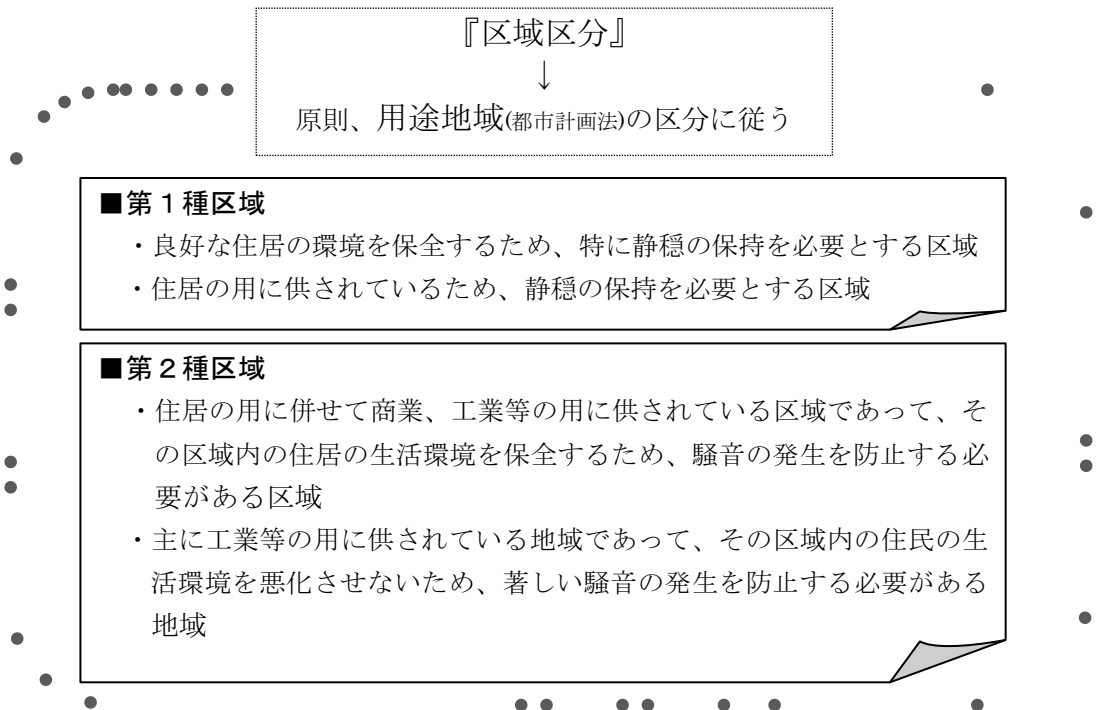
- 市の区域内の地域 → 市長が指定する。
- 町村の区域内の地域 → 知事が町村長の意見を聴いて指定する。  
(※鹿追町には、指定の権限が移譲されています。)

#### (1) 地域指定の基本的考え方 [法第3条、昭和51年12月1日環大特154号「振動規制法の施行について」]

- 指定する地域
  - ・住居が集合する地域
  - ・病院、学校等の静穏の保持を必要とする施設の周辺地域
- 騒音規制法との整合を図ること



#### (2) 区域区分 [昭和51年12月1日環大特154号「振動規制法の施行について」]



#### (3) 指定地域

指定地域のある市町は表1-2(4ページ)のとおりです。

【4 特定工場等に関する規制】

## 4 特定工場等に関する規制

### (1) 規制の対象となる工場、事業場 [法第2条、施行令第1条]

指定地域内に次の特定施設を設置している工場及び事業場又は設置しようとしている工場及び事業場（以下これを「特定工場等」といいます。）が規制の対象になります。

#### ■特定施設 [施行令別表第1]

##### 1 金属加工機械

イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）

ロ 機械プレス

ハ セン断機（原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。）

ニ 鍛造機

ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）

##### 2 圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）

##### 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）

##### 4 織機（原動機を用いるものに限る。）

##### 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力が2.95kW以上のものに限る。）

並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力が10kW以上のものに限る。）

##### 6 木材加工機械

イ ドラムバーカー

ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）

##### 7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）

##### 8 ゴム練用又は合成樹脂用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。）

##### 9 合成樹脂用射出成形機

##### 10 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

【4 特定工場等に関する規制】

(2) 規制基準

表2-1 特定工場等において発生する振動の規制基準  
 ※市の区域内の規制基準は市に確認してください。

[昭和53年3月29日北海道告示第784号]

(単位：デシベル)

時間・区域の区分	昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～翌日午前8時)
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

備考

[昭和53年3月29日北海道告示第784号、昭和51年11月10日環境庁告示第90号「特定工場において発生する振動の規制に関する基準」]

- 第1種区域及び第2種区域とは、昭和63年北海道告示第317号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定）により、それぞれ指定された第1種区域及び第2種区域をいう。
- 区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する**学校**、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する**保育所**、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する**病院**及び同条第2項に規定する**診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの**、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する**図書館**、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する**特別養護老人ホーム**の並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する**幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートル内**においては、それぞれ**規制値から5デシベルを減じた値を適用するものとする**。
- デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 振動の測定方法は、次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

- イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
- ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
- ニ 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

(単位：デシベル)

指示値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正值	3	2		1			

6 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動毎の指示値の最大値の平均値とする。
- 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

(3) 届出

指定地域内に特定工場等を設置しようとする者、又は設置している者は、当該区域を行政区域の一部としている市町村長に届出を行わなければなりません。

また、振動の防止の方法等届出事項に変更がある場合も、同様です。

表 2-2 特定施設に関する届出一覧

[法第6~8条、第10条、第11条]

届出名称	届出時期	様式番号
特定施設設置届出書	特定施設の設置の工事の開始の日の30日前まで	様式第1
特定施設使用届出書	当該地域が指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内	様式第2
特定施設の種類ごとの数変更届出書	当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前	様式第3
振動の防止の方法変更届出書	当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前まで	様式第4
氏名(名称、住所、所在地)変更届出書	届出事項に変更があった日から30日以内	様式第6
特定施設使用全廃届出書	使用を廃止したときその日から30日以内	様式第7
承継届出書	承継があった日から30日以内	様式第8

■ア 特定施設設置届 (様式2-第1 (57ページ)) [法第6条、第26条、施行規則第3条、第4条]

指定地域内で工場又は事業場(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事を始める日の**30日前まで**に次の事項を市町村長に届出なければなりません。

(ア) 届出事項

- a 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- b 工場又は事業場の名称及び所在地
- c 特定施設の種類及び能力ごとの数並びに型式及び公称能力
- d 振動の防止の方法
- e 工場又は事業場の事業内容
- f 常時使用する従業員数
- g 特定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

(イ) 提出書類

- a 届出は、様式2-第1 (57ページ)により行って下さい。
- b その際、特定施設の配置図及び特定工場等が明確にされた附近の見取り図を添付して下さい。

(ウ) その他

- a 届出書を受理したときは、市町村長は受理書(様式2-第5 (61ページ))を当該届出をした者に交付します。
- b 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。
- c 法に基づく各種届出書(特定建設作業に関するものを含む。)の様式は、届出者の利便を考慮し、騒音規制法に基づく届出書の様式と十分整合が図られるので、騒音、振動とも同時に届け出る場合に当たっては、それぞれの届出書に添付すべき書類について内容が同一であるときは、振動に関する届出書にその旨付記した上、添付すべき書類を省略することができます。

#### 【4 特定工場等に関する規制】

##### ■イ 特定施設使用届（様式2-第2（58ページ））〔法第7条、第27条、施行規則第3条、第5条〕

一の地域が指定地域となった際現にその地域内において工場若しくは事業場に特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含みます。）又は一の施設が特定施設となった際現に指定地域内において工場若しくは事業場（その施設以外の特定施設が設置されていないものに限ります。）にその施設を設置している者は、当該地域が指定地域となった日又は当該施設が特定施設となった日から**30日以内**に、次の事項を市町村長に届け出なければなりません。

##### (ア) 届出事項

- a 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- b 工場又は事業場の名称及び所在地
- c 特定施設の種類及び能力ごとの数並びに型式及び公称能力
- d 振動の防止の方法
- e 工場又は事業場の事業内容
- f 常時使用する従業員数
- g 特定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

##### (イ) 提出書類

- a 届出は、様式2-第2（58ページ）により行って下さい。
- b その際、特定施設の配置図及び特定工場等が明確にされた附近の見取り図を添付して下さい。

##### (ウ) その他

- a 届出書を受理したときは、市町村長は受理書（様式2-第5（61ページ））を当該届出をした者に交付します。
- b 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、10万円以下の罰金に処せられることがあります。

##### ■ウ 特定施設の種類及び能力ごとの数並びに使用の方法の変更届（様式2-第3（59ページ））

〔法第8条、第26条、施行規則第3条、第6条〕

ア又はイの届出をしている者は、特定施設の種類及び能力ごとの数並びに使用の方法を変更しようとするときは、変更工事を始める日の**30日前まで**に市町村長に届け出なければなりません。

ただし、次の場合は届出の必要はありません。

- ① 既に届出されている**特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合**（騒音の場合と異なり1台でも増加する場合は届出が必要です。）
- ② 当該特定施設の**使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合**

##### (ア) 提出書類

- a 届出は、様式2-第3（59ページ）により行って下さい。
- b その際、特定施設の配置図及び特定工場等が明確にされた附近の見取り図を添付して下さい。

##### (イ) その他

- a 届出書を受理したときは、市町村長は受理書（様式1-第5（61ページ））を当該届出をした者に交付します。
- b 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、10万円以下の罰金に処せられることがあります。



#### 【4 特定工場等に関する規制】

##### ■エ 振動の防止の方法変更届（様式2-第4（60ページ））〔法第8条、第26条、施行規則第3条、第6条〕

ア又はイの届出をしている者は、既に届出ている振動の防止の方法を変更しようとするときは、変更工事を始める日の**30日前まで**に市町村長に届出なければなりません。

ただし、振動防止の変更により、振動の大きさが増加しないと客観的に判断される場合は届け出る必要はありません。

###### (ア) 提出書類

- a 届出は、様式2-第4（60ページ）により行って下さい。
- b その際、特定施設の配置図及び特定工場等が明確にされた附近の見取り図を添付して下さい。

###### (イ) その他

- a 届出を受理したときは、市町村長は受理書（様式1-第5（61ページ））を当該届出をした者に交付します。
- b 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、10万円以下の罰金に処せられることがあります。

##### ■オ 氏名（名称、住所、所在地）変更届（様式2-第6（62ページ））〔法第10条、第28条、施行規則第3条、第8条〕

ア又はイの届出をしている者は、次のときは、その日から**30日以内**に市町村長に届け出なければなりません。

###### (ア) 届出を要するとき

- a 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったとき。
- b 工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったとき。  
なお、工場又は事業場の所在地の変更とは、当該特定工場等の住居表示の変更を指すものであり、工場等の移転により所在地が変更するときは、特定工場等の廃止、新設としてそれぞれ必要な届出をしなければなりません。

###### (イ) 提出書類

届出は、様式2-第6（62ページ）により行って下さい。

###### (ウ) その他

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、3万円以下の過料に処せられることがあります。

##### ■カ 特定施設使用全廃届（様式2-第7（63ページ））〔法第10条、第28条、施行規則第3条、第8条〕

ア又はイの届出をしている者は、特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から**30日以内**に市町村長に届け出なければなりません。

###### (ア) 提出書類

届出は、様式2-第7（63ページ）により行って下さい。

###### (イ) その他

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、3万円以下の過料に処せられることがあります。

#### 【4 特定工場等に関する規制】

##### ■キ 承継届（様式2-第8（64ページ））〔法第11条、第28条、施行規則第3条、第9条〕

ア又はイの届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けした者は、当該届出をした者の地位を承継します。

また、ア又はイの届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を継承します。

これらのことにより、ア又はイの届出をした者の地位を継承した者は、その承継があった日から**30日以内**に、その旨を市町村長に届け出なければなりません。

なお、承継者とは、次のような人を行い、承継した者が届け出るようになっております。

また、分割によって特定工場等の帰属に変更がある場合には、それぞれの特定工場等について新たに特定施設設置届出をすることになります。

##### (ア) 承継者

- a 特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者。
- b 相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人。

##### (イ) 提出書類

届出は、様式2-第8（64ページ）により行って下さい。

##### (ウ) その他

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、3万円以下の過料に処せられることがあります。

(4) 改善勧告及び改善命令 [法第12条、第24条、昭和51年12月1日環大特154号「振動規制法の施行について」]

市町村長は、特定工場等から発生する振動が規制基準を超えるため、その特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、計画変更勧告、改善勧告及び改善命令をすることができます。

ア 計画変更勧告

市町村長は、特定施設設置届、特定施設の種別及び能力ごとの数の変更届、特定施設の使用の方法変更届又は振動の防止の方法の変更届を審査して、その施設の設置又は変更に伴って、特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことにより、その特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができます。

なお、勧告の内容としては、直接の工場移転あるいは操業停止は予定していません。

また、この勧告には強制力はありませんが、勧告に従わないで特定施設を設置している場合は、法第12条第2項の規定によりその勧告に従うべきことを命ずることができます。

イ 改善勧告

市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境がそこなわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、それぞれの内容に則した期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができます。

なお、勧告の内容として、工場移転または操業停止は予定していません。

ウ 改善命令

市町村長は、アの勧告を受けた者が、その勧告に従わないで特定施設を設置しているとき又は勧告の一部にしか従わずに特定施設を設置しているとき若しくはイの勧告を受けた者がその勧告に従わないときには、期限を定めて、勧告に従うべきことを命ずることができます。

なお、この命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。

エ 猶予期間

法第7条第1項の規定に基づく特定施設使用届をした者（一の施設が特定施設となった際に現にその施設を設置していた者）の特定工場等については、次の理由により指定地域となった日から3年間（政令で定める鍛造機にあつては4年間）は、改善勧告及び改善命令の適用について猶予されます。

(ア) 振動の防止の方法が必ずしも容易でなく、防振基礎を変更するなど相当の費用と期間を必要とする場合が多いこと。

(イ) 特定工場等の事業者には小規模なものが圧倒的に多いが、これらの小規模の事業者が過重な負担を負うこととならない範囲で、その実効をあげうるように考慮する必要があること。

#### 【4 特定工場等に関する規制】

##### (5) 小規模の事業者に対する配慮 [法第13条、昭和51年12月1日環大特154号「振動規制法の施行について」]

市町村長は、小規模の事業者に対する計画変更勧告又は改善勧告若しくは改善命令の規定の適用に当たっては、当該事業者の資力、経営内容等を勘案してその者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう、次の点について配慮しなければなりません。

なお、振動規制法でいう小規模の事業者とは、おおむね常時使用する従業者の数が、10人以下の事業者を目安として考えています。

- ア 勧告、命令を実施させる場合の期限については、通常の間よりその延長を認めること。
- イ 勧告、命令の内容である騒音防止のための措置を段階的に実施させること。

##### (6) 電気工作物等に係る取扱い [法第18条]

電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する省令で定める施設、に該当する特定施設は、騒音規制法第6条から第11条までの規定並びに第12条第2項及び第13条（第9条に係る部分に限る）は適用されません。

これらの特定施設については、電気事業法、ガス事業法もしくは鉱山保安法に基づく権限を有する国の行政機関の長から市町村長へ、騒音規制法の届出事項に該当する事項を通知することとされています。

## 5 特定建設作業に関する規制

### (1) 規制の対象となる作業 [法第2条、施行令第2条、別表第2]

指定地域内で行われる次の建設作業（以下これを「特定建設作業」といいます。）です。  
ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除きます。

表2-3 特定建設作業

[法施行令別表第2]

番号	対象となる作業	除くもの
1	①くい打機 ②くい抜機 ③くい打くい抜機 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> を、使用する作業	①もんけん・圧入式くい打機 ②油圧式くい抜機 ③圧入式くい打くい抜機
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業（*注1）	
4	ブレーカーを使用する作業（*注1）	手持式のもの

\*注1：作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る

【5 特定建設作業に関する規制】

(2) 規制基準

表2-4 特定建設作業において発生する振動の規制に関する基準

[施行規則第11条、別表第1]

規制内容	区域区分	規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	1号	75デシベル以下
	2号	
作業可能時刻	1号	午前7時から午後7時
	2号	午前6時から午後10時
最大作業時間	1号	1日あたり10時間
	2号	1日あたり14時間
最大連続作業日数	1号	連続6日間
	2号	
作業日	1号	日曜その他の休日を除く日
	2号	

備考

1 1号区域：法第3条第1項の規定により指定された区域のうち、第1種区域の全域及び第2種区域内の次の施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内。

- ・学校教育法(昭和23年法律第26号)第1条に規定する学校
- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
- ・医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- ・図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

2号区域：法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

※市の区域内については市に確認してください。

2 デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

3 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

4 振動の測定方法は、次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

- イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
- ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が十デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

(単位：デシベル)

指示値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正值	3	2		1			

5 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

(3) 特定建設作業実施届出

表 2-5 特定建設作業実施届出

[法第 14 条、第 28 条、施行規則第 3 条、第 10 条]

届出名称	届出時期	届出者	届出先	様式番号
特定建設作業実施届出書	特定建設作業の開始の日の 7 日前まで	施工者 (元請人)	市町村長	様式第 1

ア 届出事項

- (ア) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (イ) 建設工事の名称
- (ウ) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (エ) 特定建設作業の種類
- (オ) 特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様
- (カ) 特定建設作業の場所及び実施の期間
- (キ) 特定建設作業の開始及び終了の時刻
- (ク) 振動の防止の方法
- (ケ) 建設工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (コ) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- (ク) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名、現場責任者の氏名及び連絡場所

イ 提出書類

- (ア) 届出は、様式 2-第 9 (65 ページ) により行って下さい。
- (イ) 特定建設作業の場所の付近の見取図  
 工事場所が一目でわかるように主要目標並びに付近の状況 (住宅、学校、病院、工場、畑等) を示す図面。  
 この場合、工事場所から周囲 100 メートルの区域内の主要な建物の位置、種類、構造を記入し工事場所からの距離を明示するとともに縮尺も記載してください。
- (ウ) 工事工程表  
 特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示したもので、特定建設作業の工程を明示したものの。

ウ その他

- (ア) 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、10 万円以下の罰金に処せられることがあります。
- (イ) 届出書に添付する書類が騒音規制法に基づくものと同一であり、かつ、同時に届出を行う場合は、届出書にその旨付記した上、省略することができます。

(4) 改善勧告及び改善命令 [法第15条、第25条、昭和51年12月1日環大特154号「振動規制法の施行について」]

市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する振動が、基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、その特定建設作業に係る建設工事の元請負人に対し、次のとおり改善勧告又は改善命令をすることができます。

ア 改善勧告

市町村長は、勧告を行うにあたっては、過剰な勧告とならないように配慮しつつ、期限を定めて、振動の防止の方法（例えば、くい打作業の場合は、アースオーガーによるプレボーリング又は中掘りをしながらくいを打ち込む方法等）を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができます。

なお、勧告又は命令の内容には、工法の変更及び特定建設作業の中止は含まれていません。

イ 改善命令

市町村長は、アの勧告を受けた者が、その勧告に従わないで特定建設作業を行っている場合には、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができます。

なお、この命令に違反した場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。

ウ 公共性のある施設等に対する配慮

市町村長は、学校、上下水道の建設の工事が遅れることによって住民の生活に大きな損失を与えるおそれがあるときは、当該特定建設作業についての改善勧告又は改善命令を行うにあたっては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないように配慮することとされており、



## 6 道路交通振動に係る要請

[法第2条、第16条]

道路交通振動とは、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び原動機付自動車の運行に伴い発生する振動をいい、指定地域内における道路交通振動の限度は、時間の区分及び区域の区分ごとに表2-6のとおり定められています。

また、市町村長は、振動の大きさを測定し、この限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は北海道公安委員会に対し道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による措置を執るべきことを要請することとされています。

さらに、道路管理者は、当該要請があった場合において、道路交通振動の防止のため必要があると認めるときは、当該道路の部分の舗装、路面整生等の措置を執ることとされています。

なお、公安委員会に要請する場合、その場所を管轄する警察署を経由して行って下さい。

また、道路管理者に要請する場合、国道はその道路を管理している開発建設部、道道はその道路を管理している建設管理部を経由して行って下さい。

要請するにあたっては、関係振興局を経由し、環境生活部環境局環境政策課と事前に協議して下さい。

表2-6 道路交通振動の要請

[法第16条]

要請者	要請先	経 由	要請内容	備 考
市 町 村 長	道路管理者	国道：開発建設部 道道：建設管理部	道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請	北海道庁と事前協議 (関係振興局経由)
	北海道公安委員会	警察署 (その場所を管轄する)	道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請	

表 2-7 道路交通振動の要請限度

[施行規則第 12 条、別表第 2]

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間 8:00～19:00	夜間 19:00～8:00
第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	70	65

備考

1 **第 1 種区域**：昭和 63 年北海道告示第 317 号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定。以下「指定告示」という。）により指定された第 1 種区域とする。

**第 2 種区域**：指定告示により指定された第 2 種区域とする。

※市の区域内については市に確認してください。

2 デシベルとは、計量法別表第 2 に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

3 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

4 **振動の測定場所**は、道路の敷地の境界線とする。

5 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる一日について、**昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。**

6 **振動の測定方法**は、次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所

ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動の（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の差が 10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から継ぎの表の上欄に掲げる指示値の差ごとに、同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

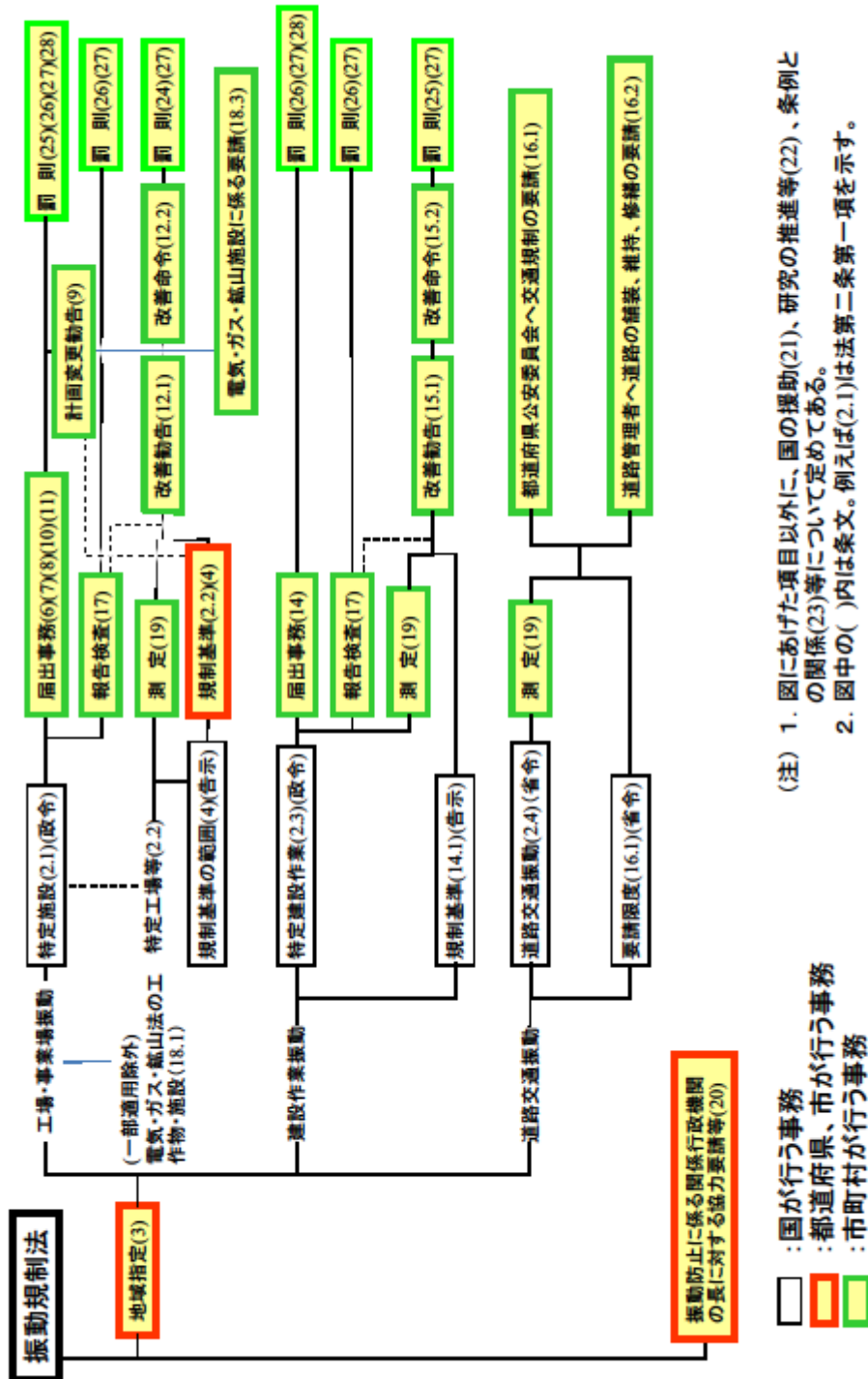
(単位：デシベル)

指示値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2		1			

7 **振動レベル**は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

7 振動規制法の体系

振動規制法の体系



出典：環境省HP